

議案第48号

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和4年9月1日提出

加西市長 西村 和平

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成28年加西市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

西笠原町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東播都市計画地区計画西笠原町地区地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域
----------------	---

別表第2に次のように加える。

西笠原町地区地区整備計画区域	地域交流拠点地区	(1)日用品の販売を主たる目的とする店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のものであって規則で定めるもの(大規模小売店舗立地法第2条第2項に該当するものは除く。) (2)法別表第2(ろ)の項第2号に掲げるもの (3)戸建ての住宅 (4)法別表第2(い)の項第2号に掲げるもの (5)バスの停留所の上家 (6)前各号の建築物に附属するもの	200㎡(ア欄第5号に掲げる用途に供する建築物の敷地の場合を除く。)	1 m 以上(敷地面積が200㎡以上のものに限る。)	12m
	新規住宅地区	(1)戸建ての住宅 (2)法別表第2(い)の項第2号に掲げるもの (3)休憩所、公衆便所又はごみ置場の上家 (4)前各号の建築物に附属するもの	200㎡(ア欄第3号に掲げる用途に供する建築物の敷地の場合を除	1 m 以上(敷地面積が200㎡以上のものに限	12m

		の	く。)	る。)	
既存集 落地区	(1)戸建ての住宅 (2)法別表第2(い)の項第2号に掲げるもの (3)事務所その他これに類するもので建築面積が500㎡以内のもの (4)工場、作業場その他これらに類するもの(法別表第2(る)の項に掲げるものを除く。)で建築面積が500㎡以内のもの (5)倉庫(倉庫業を営むものを除く。)で建築面積が500㎡以内のもの (6)診療所 (7)法別表第2(ろ)の項第2号に掲げるもの (8)法別表第2(は)の項第4号に掲げるもの (9)前各号の建築物に附属するもの	200㎡	1 m 以上(敷地面積が200㎡以上のものに限る。)	12m	

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(審議資料)

西笠原町地区において、下里地区の中心拠点にふさわしい活力再生まちづくりを進めるため、市街化調整区域における新たな地区計画として「西笠原町地区地区計画」の都市計画決定を予定していることに伴い、所要の改正を行うもの。

【概要】

	地域交流拠点地区	新規住宅地区	既存集落地区
建築物の用途	日用品の販売を主たる目的とする店舗ほか	戸建ての住宅ほか	戸建ての住宅、小規模な事業所、小規模な店舗ほか
建築物の敷地面積の最低限度	200 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup>
外壁の後退距離の限度	1m以上	1m以上	1m以上
高さの最高限度	12m	12m	12m